美作市スクールバス運行業務委託仕様書

この仕様書は、スクールバス運行業務の概要を示すものであって、受託者は現状に応じ、ここに記載されていない事項については、美作市（以下「委託者」という。）及び各学校と協議のうえ、誠意をもって行うものとする。

１．業務の目的

市立学校の児童生徒等の遠距離通学に係るスクールバス運行業務について事業者に委託することにより、児童生徒等の通学における一層の安心安全の確保を図ることを目的とする。

２．委託業務に係る基本方針

委託業務については、次に掲げる方針に沿って行うこと。

（１）仕様書に基づき、児童生徒等の登下校時における本業務を安全かつ確実に行うこと。
（２）児童生徒等の安全確保のための効果的かつ効率的な管理運営を行うこと。
（３）道路交通法等関係法令・規定を遵守すること。
（４）車両の整備、運行前の点検は常に行い万全の注意を払うこと。
（５）万が一事故等が発生した場合に、責任をもって事故対応を行うこと。
（６）運転手の雇用に当たっては、地元雇用を優先すること。

３．業務の概要

（１）名　　称　美作市スクールバス運行業務
（２）委託場所　美作市立勝田中学校区、大原中学校区、美作中学校区、作東中学校区、
　　英田中学校区
（３）車両規模　バス２９台
（４）事業主体　美作市

４．運行契約期間

契約期間は、令和８年１２月２７日から令和１１年８月２６日までの２年８ヶ月間とする。

５．業務内容

（１）運行業務に関すること（別紙１の運行業務一覧を参照すること）
①美作市立小学校及び中学校の児童生徒の授業日（休日及び長期休業中の登校日を含む）における登下校時の運行業務（２年８ヶ月間６３４日程度）
② 運行ダイヤ　別紙２の時刻表例のとおり
※道路状況、児童生徒等の人数その他の理由により、乗降場所の変更及び増減等運行計画を変更する場合がある。その場合は委託者と受託者で協議のうえ実施する。

（２）添乗業務に関すること
①学校及び保護者等に対する連絡調整（乗り遅れ児童生徒の対応も含む）
②乗車する児童生徒等の人数の確認
③児童生徒等のシートベルトの装着、脱着の補助
④児童生徒等の状況に応じた乗降補助
⑤乗降時の周囲の安全確認
⑥その他車内での安全管理、指導

（３）その他
①車両の整備及び修理等（車両点検及びタイヤ交換を含む）
②車両の燃料及び油脂の補給
③車両の備品、消耗品の補充及び交換等
④車両の清掃及び日常整備等
⑤車両の保管場所、待機場所等の清掃及び管理
⑥交通事故処理
⑦運行日誌、点検簿等の作成及び提出

６．使用車両について

（１）車両については、別紙３のスクールバス車両一覧に定める市所有の車両（公用車）を使用することとする。

（２）業務の実施にあたっては、児童生徒等が安心安全かつ快適にスクールバスを利用できるよう、適切な維持管理を行うこと。

７．業務に必要とされる要件

（１）運転手は、道路交通法第 86 条に規定する第二種免許所持者、又は道路交通法第 85 条に規定する第一種免許所持者のうち市町村運営有償運送運転者講習を受講している者とする。なお、免許の種類は使用車両に適したものとする。

（２）事故の発生等委託業務遂行に障害が発生した場合には、速やかな対応が可能であること。

（３）警報発令等で緊急に下校する事態が生じた場合には、速やかな対応が可能であること。

（４）運転手が休暇取得、病休その他事故等の場合は、代替運転手により運行できる体制が整っていること。

８．安全運転及び事故処理体制

（１）スクールバスの管理及び整備等については、美作市市有自動車管理規程に準じて、適正な維持管理と効率的な運用を実施すること。

（２）道路交通法に基づく安全運転管理者及び副安全運転管理者を置くこと。

（３）安全運転管理者は、道路交通法第 74 条の２第２項に定める業務を行い、副安全運転管理者はその業務を補佐すること。

（４）道路運送車両法に基づく整備管理者を置くこと。

（５）整備管理者は、道路運送車両法施行規則第 32 条に定める業務を行うこと。

（６）安全運行は万全を期すとともに、安全運行及び運行業務に関する研修を十分行うこと。また、運転手の健康管理等にも十分注意をはらい、いわゆる「健康起因」の事故を防止するため、運転手の健康状態を把握するとともに、健康診断の受診結果等を踏まえて適切な運行管理を行うこと。

（７）運行状況等について運行業務日報に記載し、運行業務状況を毎月末にとりまとめ、業務月報として委託者に提出すること。

（８）緊急事故等における連絡体制、事故処理体制及び責任者を明確にしておくこと。

（９）万が一事故が発生した場合の処理は責任を持って受託者が行うこと。

９．運行管理責任者の配置

受託者は、本業務を円滑に遂行するために、運転手以外で、スクールバス等の運行管理業務について豊富な経験を有し、業務全体の指揮及び統括を行うとともに委託者及び学校との連絡調整事務を行える運行管理責任者を配置すること。

10．委託料

（１）委託者と受託者の経費負担区分は別表のとおりとする。

（２）運行路線の見直しやその他事由により、路線の増減、運行体制の変更等、委託業務内容に変更が生じる場合は、その都度別途協議する。

（３）契約締結後、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正によって、消費税額等の額に変動が生じた場合は、委託金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。

（４）委託料の支払いは月払いとし、翌月５日までに美作市に請求するものとする。

11．その他特記事項

（１）運行の中止等　異常気象等天災により安全運送の確保が困難な事態が予想され又は発生した際は、協議のうえ運送時間の変更及び運休することができる。

（２）緊急時の対応　災害、交通事故、その他やむを得ない理由により運行に支障が生じ、又は生じる恐れがあるとき、又は利用者が交通事故等により生命及び身体を害したときは、直ちに委託者及び学校長に連絡するとともに適切な処置をとること。

（3）その他

①公の業務であることを常に念頭に置いて、公平対応・運営を行うこと。

②不正な行為、契約違反等を行った場合、契約を解除することができる。

③契約金額については、大幅な業務内容の変更、物価変動等が認められた場合には、協議により変更することができるものとする。

④業務上知り得た個人情報は、他者に漏らさないこと。

⑤仕様書に定めていない事項は、委託者と受託者で協議し、決定する。

別表

美作市と受託者の負担区分

費用	内容	美作市	受託者
人件費	給与、手当、福利厚生費等		○
消耗品費	清掃用品等、車両関係消耗品、事務消耗品 タイヤ購入費、油脂代		○
燃料費	燃料代	○	
光熱水費	バス車庫電気代	○	
修繕料	車検整備費、法定点検費、継続検査費	○	
	車両修繕費	○	
通信運搬費	運転管理事務室電話代 運転管理事務室インターネット接続料		○
手数料	タイヤ交換手数料、運転適性検査実施手数料		○
保険料	任意保険料（車両保険を含む）		○
	自賠責保険料	○	
自動車重量税		○	

1受託者は事前に車両の状態確認を必ず行うこと。老朽化によるものを含め、受託者の責の有無にかかわらず委託者と協議すること。

2上記以外の事務諸経費は受託者の負担とする。

3任意保険（車両保険を含む）については、受託者の負担とする。

4受託者は、管理車両に対し、受託者を被保険者として次の内容による任意保険契約（車両保険を含む）を締結すること。

① 対人・対物賠償：無制限

② 搭乗者傷害：1名5,000万円以上・1事故最大5,000万円にバス定員数を乗じた額以上

③ 人身傷害：1名5,000万円以上・1事故最大5,000万円にバス定員数を乗じた額以上

④ 車両保険：査定最高額

5任意保険（車両保険を含む）については、引き受け会社により様々な補償形態等がある事からいかなる事故等が発生した場合においても上記①～④の内容を補償できるものであること。

① 保険契約締結又は保険契約更新後、速やかに保険契約証券の写しを提出すること。

6車両事故その他の損害による車両の修繕及び事故対応等については、受託者で対応する。